

【論文】

# 国際会計基準のアドプションと確定決算主義

## IFRS Adoption and the Principle of the Definite Settlement of Accounts

林 徳 順  
Deshun Lin

<目次>

はじめに

- I 日本における税法と企業会計の関係
- II 韓国における税法と企業会計の関係
- III 国際会計基準導入における確定決算主義の問題点  
おわりに

(要旨)

国際会計基準 (International Financial Reporting Standards, IFRS) が税務上の一般に公正妥当と認められる会計処理基準に該当するか否かについて、法人税法上の明文規定は存しない。確定決算主義を採用している日本において、当該問題を明らかにすることは重要である。本論文は、IFRS導入における確定決算主義に係る日本および韓国における税務上の取扱い等を比較考察し、単体財務諸表にもIFRSを適用する場合、確定決算主義は維持すべきではないことを明らかにしたものである。

はじめに

国際会計基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) が税務上の一般に公正妥当と認められる会計処理基準に該当するか否かについて、法人税法上の明文規定は存しない。しかし、このことを明確にしない場合、課税所得計算における正確性が損なわれる恐れがある。

なぜなら、日本において、会社の最高意思決定機関である株主総会で確定された企業会計上の利益を出発点として、税法上の別段の定めの内容を加算減算しながら課税所得を誘導的に計算しており、税法上においても会社法においても「一般的公正妥当と認められる会計基準」を基にしているからである。

韓国においては、2011年度から上場企業及び金融機関に対し、K-IFRS (韓国語に翻訳した韓国採択国際会計基準) を強制適用することになっている。確定申告に基づく課税所得計算システムを採用している韓国において、IFRSを導入することにあたり、上記の問題をどのように考え、対策を講じようしているかについて考察することは、確定決算主義を採用している日本にとって参考にするところがあると思われる。

そこで、本稿においてはIFRS導入における確定決算主義に係る日本および韓国における税務上の取扱い等を比較考察し、IFRSのアドプションにおいて確定決算主義は維持すべきか否かを明らかにしたい。

## I 日本における税法と企業会計の関係

### 1. 企業利益と課税所得の関係

企業利益と課税所得の定義及び両者の関係について、武田教授は「企業利益は、企業における事業活動の成果を示すための指標として評価される。他方、課税所得は、企業の利益を基礎として算定され、課税に適する対象物とされる<sup>1)</sup>。」とし、「・・・課税所得は、企業利益に基礎をおくのであって、収益および損費は『一般に公正妥当と認められた会計処理の基準』に従って計算することを原則とする<sup>2)</sup>。」と述べている。

現行の法人税法上の取扱いにおいても、上記は明文化されている。すなわち、法人税法第74条において、内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき、一事業年度の所得の金額又は欠損金額等を記載した申告書を提出しなければならないと規定している<sup>3)</sup>。このように、法人税法第74条1項においては、確定した決算に基づく申告を要請し、税務会計は企業会計に対して第二次的計算<sup>4)</sup>領域であることを明確にしている。

また、同法第22条4項によると、法人の一事業年度の益金の額及び損益の額の計算において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従わなければならない。一般に公正妥当と認められる会計処理の基準について、武田教授は「法人税法の計算構造における科学的体系化のための始発概念としての性格を持っている<sup>5)</sup>」と述べ、「・・・その時々を経済社会のなかで成立する妥当な会計処理の基準として一般に承認された基準を意味するもので、特定の客観的な基準を指すものではない。つまり、この規定を所得計算の総則規定においたのは、法人の所得計算はもともと商人の実務慣行として生成し、発展を見た企業会計を前提として成り立つものであることを明示することにあつたと解される<sup>6)</sup>。」と述べている。

### 2. 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準の意義

金子教授によれば、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」の観念は、アメリカの企業会計における「一般に公正妥当と認められた会計原則」(Generally Accepted Accounting Principles: GAAP)に相当するものである。日本において、具体的には、企業会計原則、会社法上の計算規定および金融商品取引法関連の企業会計基準であり、確立した会計慣行を広く含むものである。さらに、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準は、①企業会計原則の内容や確立した会計慣行が必ず公正妥当であるとは限らず、②網羅的ではなく、③法的救済の機会の保障が含まなければならない<sup>7)</sup>。

今日、日本において6つの会計処理の基準が並存している。すなわち、①日本の企業会計基準、②米国会計基準、③IFRS、③修正国際基準<sup>8)</sup>、⑤中小企業の会計に関する指針、⑥中小企業の会計に関する基本要領が存し、①～④は上場企業に適用されるか適用予定であり、⑤～⑥は中小企業に適用される。

今日における公正な会計処理基準は、社会の現実の中でなにか客観的に妥当とされる健

全な会計慣行であるかを追求して判断されるものであり<sup>9)</sup>、会計基準設定権限が委譲された会計基準設定主体が公表する会計基準がその中心である<sup>10)</sup>。

東京証券取引所の分析によると、2015年3月期決算企業2374社のうち、2015年8月31日までにIFRSを適用している企業は68社に達していることが明らかにされている<sup>11)</sup>。IFRSの選択適用は、海外における事業展開及び合併並びに買収において有利であるとみなされ<sup>12)</sup>、IFRSの適用は広がってきており、その重要性も高まっている。

しかし、IFRSが一般に公正妥当と認められる会計基準に該当するか否かを明らかにした法律上の規定は存せず、法的安定性及び予見可能性が低く、問題といえよう。

## II 韓国における税法と企業会計の関係

韓国においては、IFRS導入のロードマップにしたがって、2009年からは企業の選択によりK-IFRSを適用可能となり、2011年からはすべての上場会社及び金融機関がK-IFRSを適用して財務諸表の作成及び開示を行うようになっている。非上場会社及び金融機関ではない会社は、K-IFRSを任意適用することになっている。

K-IFRSを積極的に導入した韓国においては、一部の論者が長期的には企業利益計算システムと課税所得計算システムの分離と二帳簿制の導入を提起している<sup>13)</sup>。

以下においては、韓国における①法人税法等における企業利益と課税所得の関係、②企業会計と課税所得計算システムの分離を支持する理由について検討する。

### 1. 現行法人税法等における企業利益と課税所得の関係

韓国国税基本法第20条においては、「税務公務員が国税の課税標準を調査・決定するときには、該当納税義務者が継続して適用している企業会計の基準又は慣行として一般的には公正・妥当であると認められるものを尊重しなければならない。ただし、税法において特別な規定のあるものはこの限りではない<sup>14)</sup>」と規定し、一般に公正妥当な会計処理を尊重することを求めている。

さらに、韓国法人税法第43条においても、「内国法人の各事業年度の所得金額を計算するとき、当該法人が益金と損金の帰属事業年度と資産・負債の取得及び評価に関して一般的に公正妥当と認められる企業会計基準を適用又は慣行を継続的に適用してきた場合には、この法及び『租税特例制限法』において別途に規定している場合を除いては、その企業会計の基準又は慣行による<sup>15)</sup>。」と規定されている。さらに、同法施行令第79条第1号及び第1号の2においては企業会計基準及び慣行の範囲には①IFRS及び②「株式会社の外部監査に関する法律」第13条第1項第2号及び同条第4号による韓国会計基準院の定める会計処理基準が包含されることを明らかにしている<sup>16)</sup>。

現行の法人税法は、1998年12月に改正され、税法において規定される事項を優先適用し、規定されていない事項についてのみ企業会計基準を尊重している<sup>17)</sup>。すなわち、K-IFRS導入が提起されてから現在まで、法人税法の逆基準性が働き、課税所得が計算されている。

### 2. 企業会計システムと課税所得計算システムの分離

#### (1) IFRSの原則主義採用による問題点

IFRSは原則主義を採用しているため、同一取引について企業ごとに会計処理又は計上の

金額が相違する可能性がある。そのため、当期純利益も相違する可能性がある。したがって、課税所得を企業会計による当期純利益に基づき計算することは合理的ではない<sup>18)</sup>。

## (2) IFRS 制定主体による問題点

IFRSは、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）によって制定されている。現行のIFRSは米国会計基準との整合性を高めるために、継続的に改正を行っている。会計基準が変動する場合、同じ税収を確保するためには税法も改正しなければならないため、法的安定性及び予測可能性を重視する税法上の要件を維持できなくなる<sup>19)</sup>。したがって課税所得の算定において、IFRSを準用することは好ましくない。

## (3) 国内における複数会計基準の混在による問題点

法人税法において準用している企業会計基準は、上場企業等に適用されるK-IFRSと非上場企業等に適用される一般企業会計基準に区分されている。両基準によって計算された当期純利益の金額が相違する場合、当該当期純利益に基づく課税所得の額も相違する。

## (4) 税法制定権限の縮小

IFRSは「世界的に統一された高品質な会計基準」である。IFRSを全世界に適用することにより、同じ会計基準により作成された企業情報を提供することがIFRSの目的である。このような状況で、仮にIFRSを税務目的で使用する場合、結果的にIFRS適用国の課税当局は自国の課税規定を制定できる権限の一部を放棄することになるであろう<sup>20)</sup>。

韓国においては、連結財務諸表及び個別財務諸表にもK-IFRSを適用しているため、会計基準に関する制定権限が非常に萎縮されている。すなわち、韓国の現状に適合しないK-IFRS規定が会計基準として適用される状況に陥り、税法と会計間の関係を従来どおり維持する場合、不適切なK-IFRS規定が継続的に法人税法で準用される結果をもたらすことになり、韓国課税当局の立場では形式的な課税権限を維持しているとしても、課税権限は縮小される。

世界的に統一されたIFRSを韓国法人税法規定において準用する場合、長期的には下記の問題点が発生しうることと予想される<sup>21)</sup>。

第一に、長期的に韓国税制当局の課税規定制定権限が縮小される可能性がある。確かに個別（別途）財務諸表に関連し、自国の会計基準であるLocal GAAPをIFRSと同等になるように変更する場合が増加している。このような傾向が増加する場合、Local GAAPにより課税所得を計算する国においてはIFRSの規定を税務上も採択するしかない。その結果、課税法規に関する制定権限が縮小される。

第二に、このような課税権限の縮小は、税制当局の立場では自国の現状に適合する税制を抑制することになる。そのため、熾烈なグローバル化競争時代に、他の国家と差別化された税制を制定して適用することも制限される<sup>22)</sup>。

従って、税制当局では本国の実情に合わないIFRSを法人税法の準用規定として継続的に維持することは望ましくないと判断される。

## (5) 基本概念に関する IFRS と税法の相違点

IFRSにおける基本概念を税法における基本概念として認めることが可能であるか否か

を把握してから、IFRSを法人税法においても準用できるか否かを判断する必要がある。

IFRSの主たる利用者は株主であるのに対し、税法の主たる利害関係者は課税当局である。そのためIFRSと税法は下記の相違点がある<sup>23)</sup>。

第一に、IFRSは基本的に貸借対照表を中心としている。即ち、IFRSにおいて、損益計算書は過去の成果を見せることであり、投資家に有用な情報を包含することにおいては限界があるため、貸借対照表に重点を置いている。反面、税法では貸借対照表は単に正確な成果を計算するための補助的な役割を有するのみであり、基本的には損益計算書を重視している。このような基本的な概念の差異は重要性のある金額の判断においても影響を与えることがある。例えば、IFRSでは損益に影響がなくても、貸借対照表に重要な影響を与える場合、これを重要性があると判断している。しかし、税法では損益に及ぼす影響のみが重要とされている。このような目的の差異により、IFRSの基本概念の下で提供される種々な情報を税務上の目的としてそのまま利用することは容易ではないとみえる。従って、貸借対照表中心であるIFRSの規定を法人税法の準用規定として継続的に維持することは適切ではないことと判断される。

第二に、IFRSはすべての資産・負債を公正価値で評価することを原則とするが、税法上は、取得原価を評価基準としている。税法上、IFRSを準用することは、税法においても公正価値評価を導入することを意味する。公正価値評価基準に基づく場合、未実現損益が計上され、「税金を納付できる能力」を重視する税務上の目的に適合しなくなる。そのため、公正価値概念を根幹とするIFRSの規定は取得原価概念を中心とする法人税法の準用規定として継続的に維持することは望ましくないと判断される。

第三に、取引について、IFRSは法的な形式よりも経済的実質を重視し、税法は法的形式をより重視する傾向がある。法的な形式を重要視する税法に、経済的実質を強調するIFRSの基本概念を取り入れることは不適切であり、IFRSを法人税法の準用規定とすることは望ましくないと判断される。

### Ⅲ 国際会計基準導入における確定決算主義の問題点

#### 1. 確定決算主義のメリット

企業利益の計算目的は、企業の財政状態及び経営成績を正しく把握することであり、課税所得の計算目的は、担税力に応じた公平な課税を行うことである。課税所得の計算においては、徴税の便宜または租税政策上の要請が加味されているため、企業利益と課税所得の金額は一致しない場合が多い。そこで、両者の差異について、①確定した決算における所定の経理を要求する「決算調整事項」、および、②確定申告書において調整を行う「申告調整」により調整している。確定決算主義は「決算調整事項」と関連がある。

確定決算主義の主なメリットは、課税の便宜性及び安定性にある<sup>24)</sup>。すなわち、①税法において、企業会計と税務会計の相違点についてのみ規定すればよいという便宜性、②投資家等に対する開示情報においては、企業利益を大きくみせながら、課税所得は小さくして納付税額を減少させることを防止できるという安定性である。

#### 2. 国際会計基準導入における確定決算主義の意義

国際会計基準が個別財務諸表の作成基準として完全に導入される場合、企業にとってメ

リットがある。すなわち、①連結財務諸表作成基準と単体財務諸表作成基準が一致しているため、整合性が維持できること、②連結財務諸表作成基準と単体財務諸表作成基準の相違による企業の財務諸表作成の手間が省ける。

しかし、国際会計基準を個別財務諸表の作成基準としてアドプションした場合、デメリットが大きい。まず、IFRSが改正されるたび、課税所得の基礎となる企業利益が変化することになり、法的安定性及び予測可能性の観点から望ましくない。つぎに、上場企業に適用される国際会計基準と非上場企業に適用される基準が異なる場合、両基準による企業利益は相違し、当該企業利益に基づく課税所得も相違するため、同じ経済取引について異なる税額が納付されることになる。さらに、課税当局の税法制定権限が縮小し、本国に適合しない会計基準が国際会計基準に導入された場合<sup>25)</sup>、課税所得の算定にも影響することになる。最後に、IFRSに基づく企業利益に未実現利益が包含されている場合、当該未実現利益が課税対象になることを防止するために、リサイクル及び税務上の申告調整などによる迅速及び適切な対応が求められる。

そのため、国際会計基準が個別財務諸表の作成基準として完全に導入される場合、確定決算主義の廃止が望ましいことになる。

## おわりに

法人税法上、確定決算主義のメリットは、課税所得を計算するための二重の手間を省けることと、課税の簡便性及び安定性が得られることである。しかし、日本において、IFRSを一般に公正妥当な会計処理基準として、連結財務諸表及び単体財務諸表作成に際し、IFRSを適用すると、韓国と同様の問題が生じる可能性が高い。

すなわち、IFRSの制定主体がIASBであるため、IFRSの改正の都度、法人税法関連規定の改正が迫られる。また、会計基準の複線化は、同一取引について同じ課税を行うことを困難にする。さらに、本国の実情に適合しない会計基準がIFRSに導入されたとき、本国の課税権の縮小が懸念される。最後に、IFRSの利益概念には未実現利益が包含されている場合、未実現利益を課税対象から除外するため、迅速及び適切な措置が必要である。

従って、連結財務諸表及び単体財務諸表の作成基準をIFRSとした場合には、法人税法の課税所得計算システムと企業利益の計算システムをお互いに独立させた方が望ましい。そのため、連結及び単体財務諸表の作成基準をIFRSとする場合、確定決算主義を維持しないことが望ましいと思われる。

本稿においては、連結及び単体財務諸表の作成基準をIFRSとした場合、確定決算主義を廃止すべきという結論に至っているが、複数の会計基準の整合性維持の問題、確定決算主義廃止に係る具体的な対策等については考察していない。これらのことについては今後の課題としたい。

〔注〕

- 1) 木村重義『体系会計学辞典』ダイヤモンド社, 1969年, 917頁, 武田昌輔執筆担当の部分「10 企業利益と課税所得」。
- 2) 前掲注1), 917頁。
- 3) このような規定を置くのは, 法人の最高意思決定機関である株主総会において承認を受けた決算を基礎することが, 適法かつ的確で信頼性があり, かつ租税債権に関する法的安定性も確保されるからである(山本守之『体系法人税法』税務経理協会, 2007年, 20頁)。
- 4) 武田隆二『税務と会計』放送大学教育振興会, 1996年, 33頁。
- 5) 武田隆二『法人税法精説』森山書店, 1991年, 34頁。
- 6) 前掲注4), 32頁。
- 7) 金子弘『租税法 [第11版]』弘文堂, 2006年, 284頁~286頁。
- 8) 2014年7月31日, 日本の企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan: ASBJ)により公表された「国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準」であり, JMIS(Japan's Modified International Standards)と略称される。
- 9) 井上久彌・平野嘉秋『法人税の計算と理論 [平成19年版]』税務研究会出版局, 2007年, 75~76頁。
- 10) 広瀬義州『「公正ナル会計慣行」と会計基準』『企業会計』第67巻第12号, 2015年12月, 24頁。
- 11) 日本経済新聞電子版「IFRS適用・予定112社に東証が会計基準選択で調査」(2015年9月1日)。
- 12) 日本経済新聞電子版「国際会計基準, 採用150社へ 海外展開やM&A円滑に」(2015年9月1日)。
- 13) チェギホ『課税所得と当期純利益は一致であるか否かについての検討及び法人税法改正方向』韓国租税研究院, 2012年(최기호『과세소득과 당기순이익의 일치 여부 검토와 법인세법 개정방향』한국조세연구원, 2012년), 317頁~319頁。
- 14) 韓国国税基本法第20条(국세기본법 제20조(기업회계의 존중)세무공무원이 국세의 과세표준을 조사·결정할 때에는 해당 납세의무자가 계속하여 적용하고 있는 기업회계의 기준 또는 관행으로서 일반적으로 공정·타당하다고 인정되는 것은 존중하여야 한다. 다만, 세법에 특별한 규정이 있는 것은 그러하지 아니하다.)
- 15) 韓国法人税法第43条(법인세법 제43조(기업회계기준과 관행의 적용) 내국법인의 각 사업연도의 소득금액을 계산할 때 그 법인이 익금과 손금의 귀속사업연도와 자산·부채의 취득 및 평가에 관하여 일반적으로 공정·타당하다고 인정되는 기업회계기준을 적용하거나 관행(慣行)을 계속 적용하여 온 경우에는 이 법 및 「조세특례제한법」에서 달리 규정하고 있는 경우를 제외하고는 그 기업회계의 기준 또는 관행에 따른다.)
- 16) 韓国法人税法施行令第79条第1号及び第1号の2(법인세법 시행령 제79조(기업회계기준과 관행의 범위) 법 제43조에 따른 기업회계의 기준 또는 관행은

다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 회계기준(해당 회계기준에 배치되지 아니하는 것으로서 일반 적으로 공정·타당하다고 인정되는 관행을 포함한다)으로 한다. 1. 국제회계기준, 1의 2. 「주식회사의 외부감사에 관한 법률」 제 13 조제 1 항제 2 호 및 같은 조 제 4 항에 따라 한국회계기준원이 정한 회계처리기준.)

- 17) イマンウ「国際会計基準導入が企業会計と税務会計の差異調整及び関連性に対する実証研究に及ぼす影響」『税務と会計ジャーナル』韓国税務学会 第 14 卷第 3 号 2013 年 6 月 (이만우, 「국제회계기준 도입이 기업회계와 세무회계의 차이 조정 및 관련성에 대한 실증연구에 미치는 영향」 『세무와 회계저널』 제 14 권제 3 호, 2013 년 6 월), 266 頁。
- 18) シンテソブほか「国際会計基準時代の税法と会計基準間の分離方案についての研究」『税務と会計ジャーナル』韓国税務学会, 第 13 卷第 4 号, 2012 年 12 月 ( 신태섭외 「국제회계기준시대의 세법과 회계기준 간 분리 방안에 대한 연구」 『세무와회계저널』 한국세무학회, 제 13 권제 4 호, 2012 년 12 월 ), 310 頁。日本の税法上の規定は, 企業会計上の規定より詳細であり, 細則主義であることに對し, 日本の企業会計は原則主義であるといえる。具体例として, 固定資産の減価償却における耐用年数の規定などがある。
- 19) 前掲注 18), 311 頁。
- 20) 前掲注 13), 293 頁。
- 21) 前傾注 13), 293 頁~294 頁。
- 22) 韓国においては, 個別財務諸表に基づき課税所得を計算している。K-IFRS は連結財務諸表及び個別財務諸表の作成時に適用するため, 課税所得を計算するとき IFRS の影響を受けることになる。そのため, 課税権限が萎縮されている。前傾注 13), 293 頁。
- 23) 前傾注 13), 294 頁~296 頁。
- 24) 品川芳宣『課税所得と企業利益』税務研究出版会, 1983 年, 163 頁。坂本雅士「会計基準の国際的統合化と確定決算主義」『企業会計基準のコンバージェンスと会社法・法人税法の対応』日本租税研究協会, 2010 年, 109 頁。
- 25) 本国に適合しない国際会計基準の具体例として次のものがある。①「...日本基準では, 工事収益総額, 完成までの工事原価総額, および決算日における工事進捗度のいずれかについて信頼性をもって見積ることができないため, 経済活動の成果が確実といえなければ工事完成基準の適用を求めている。これに對し, IAS10 号は信頼性ある見積もりが困難な場合でも, 発生済みの原価の回収可能性が高い限り, 発生済み原価と同額の収益を認識するよう求めている。」桜井久勝『テキスト国際会計基準 [第 6 版]』白桃書房, 2013 年, 64 頁~65 頁。②のれんについて, 国際会計基準 (IFRS 3 号) においては減損会計が適用され, 日本の会計基準においては 20 年間にわたって定額法で処理すること又はその他の方法で処理することとされている。法人税法上, のれんについては, 5 年にわたって均等に償却し, 申告調整することになっている。

#### 〔参考文献〕

日本語文献：

- [1] 井上久彌・平野嘉秋『法人税の計算と理論 [平成 19 年版]』税務研究会出版局, 2007 年。
- [2] 金子弘『租税法 [第 11 版]』弘文堂, 2006 年。

- [3] 木村重義『体系会計学辞典』ダイヤモンド社, 1969年。
- [4] 坂本雅士「会計基準の国際的統合化と確定決算主義」『企業会計基準のコンバージョンと会社法・法人税法の対応』日本租税研究協会, 2010年。
- [5] 桜井久勝『テキスト国際会計基準 [第6版]』白桃書房, 2013年。
- [6] 品川芳宣『課税所得と企業利益』税務研究出版会, 1983年。
- [7] 武田隆二『税務と会計』放送大学教育振興会, 1996年。
- [8] 武田隆二『法人税法精説』森山書店, 1991年。
- [9] 日本経済新聞電子版「IFRS適用・予定112社に東証が会計基準選択で調査」(2015年9月1日)。
- [10] 日本経済新聞電子版「国際会計基準, 採用150社へ 海外展開やM&A円滑に」(2015年9月1日)。
- [11] 広瀬義州「『公正ナル会計慣行』と会計基準」『企業会計』第67巻第12号, 2015年12月。
- [12] 山本守之『体系法人税法』税務経理協会, 2007年。

韓国語文献：

- [1] シンテソプほか「国際会計基準時代の税法と会計基準間の分離方案についての研究」『税務と会計ジャーナル』韓国税務学会, 第13巻第4号, 2012年12月(신태섭외 「국제회계기준시대의 세법과 회계기준 간 분리 방안에 대한 연구」 『세무와 회계저널』 한국 세무학회, 제13권제4호, 2012년12월)。
- [2] イマンウ「国際会計基準導入が企業会計と税務会計の差異調整及び関連性に対する実証研究に及ぼす影響」『税務と会計ジャーナル』韓国税務学会 第14巻第3号 2013年6月(이만우, 「국제회계기준 도입이 기업회계와 세무회계의 차이 조정 및 관련성에 대한 실증연구에 미치는 영향」 『세무와 회계저널』 제14권제3호, 2013년6월)。
- [3] チェギホ『課税所得と当期純利益は一致であるか否かについて検討及び法人税法改正方向』韓国租税研究院, 2012年(최기호 『과세소득과 당기순이익의 일치 여부 검토와 법인세법 개정방향』 한국조세연구원, 2012년)。

Abstract

There is no clear provision in Japan Corporate Tax Law for whether international Financial Reporting standards are included in generally accepted accounting principles. It is very important to make it clear since Japan adopted the principle of the definite settlement of accounts. The thesis concludes the result that Japan shall abandon the principle of the Definite Settlement of Accounts if it chooses individual financial statements applicable to IFRS by making comparative research of relevant stipulations concerning regulation of corporate income tax in Japan and South Korea adopting the Principle of the Definite Settlement of Accounts.

本稿は平成25・26年度日本大学商学部共同研究の研究成果の一部である。研究費を助成いただいた日本大学商学部, 会計学研究所及び関係者に心より深くお礼を申し上げる。